児童氏名	
入所（希望）施設名	
児童との関係	

令和　　年　　月　　日

求職活動申立書兼誓約書

知名町長　殿

申立者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は保育施設の入所申請（または継続利用）にあたり、下記のとおりであるため、直ちに「就労証明書」を提出することができません。つきましては、入所日から９０日以内（既に保育施設を利用中の場合は、求職事由の認定有効期間内）に就労を開始し、速やかに「就労証明書」等の必要書類を提出することを誓約します。
なお、上記の期間内に就労を開始しなかった場合、または書類の提出がない場合は保育施設を退所（退園）します。

記

現在の状況について、該当する項目番号に〇をつけ、詳細を記載してください。

1　退職したため、新たに求職活動を行う。（退職日：　　年　　月　　日）

2　現在、求職活動中である。

　　求職活動時間　：　1日あたり　　時間　，　週あたり　　日

　　主な活動方法　：ハローワーク・求人広告・知人の紹介・その他（　　）

3　児童が保育施設に入所次第、求職活動を行う。

　　求職活動時間　：　1日あたり　　時間　，　週あたり　　日

　　主な活動方法　：ハローワーク・求人広告・知人の紹介・その他（　　）

4　現在、起業準備中である。（起業開始予定日：　　年　　月　　日）

（　注意事項　）

※求職を理由に入所を希望する方で、求職活動中であることを客観的に証明する書類の提出ができない場合、本申立書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

※上記の状況に変更があるときは、直ちに子育て支援課に連絡して下さい。

※既に児童が在園しており、保護者が退職等により新たな就労先を探すことになった場合は、速やかに本申立書を提出してください。

※申し立て内容に虚偽があった場合や退職の事実を報告していない場合は、保育施設の利用決定を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※入所日から９０日以内（既に保育施設を利用中の場合は、求職事由の認定有効期間内）に、保育の必要性の認定基準（月48時間以上の就労）を満たした「就労証明書」等の提出がない場合は、期間満了による退所（退園）となります。